

蔵王町

令和3年12月28日発行

農業委員会だより



蔵王町農業委員会事務局
☎0224-33-3003

雪化粧をした冬の「御釜」

「樹氷」と共に蔵王の象徴となっております



冬の風物詩 樹氷

今回の
農業委員会
だより

内 容

- 農業者年金の制度改正について 2P
- 農地利用の最適化について 3P
- 農地の相続等の届出について 4P
- 全国農業新聞に関するお知らせ 4P

農業者年金がより加入しやすくなります!!

2022年から
農業者年金制度が改正されます



2002年1月から始まった新たな年金事業(新制度)のみが対象になります

ポイント

1

35歳未満で要件を満たす通常加入の方の保険料納付下限額が

2万円から1万円に引き下げられます!

2022年1月1日以降

※保険料引き下げ（保険料1万円以上）の対象者

次の①～③のいずれにも該当しない方

- ① 認定農業者または青色申告者
- ② ①の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または直系の子孫
- ③ ①以外の農業を営む者の直系の子孫で、その農業に常に従事する後継者

ポイント

2

農業者老齢年金及び特例附加年金の受給開始時期の選択肢が広がります！

※1957年4月2月以降に生まれた方が対象

2022年4月1日以降

- 農業者老齢年金については、65歳以上75歳未満の間で、受給時期（裁定請求する時期）を選択することができるようになります（裁定請求せずに75歳に達した場合は、75歳から年金を受給するようになります）。
- 特例附加年金については、受給要件を満たしていればいつでも受給時期（裁定請求する時期）を選択することができるようになります。なお、農業者老齢年金とは異なり、受給開始年齢の上限はありません。

ポイント

3

農業者年金の加入年齢の上限が引き上げられます！

2022年5月1日以降

- 農業者年金に加入できる年齢が、20歳以上60歳未満から20歳以上65歳未満に引き上げられます（ただし、国民年金の任意加入であって、農業に従事（年間60日以上）している方に限ります）。

※具体的な手続きなどは現在調整中です。

農業者年金を受給していた方が亡くなられた場合は、みやぎ仙南農業協同組合 蔵王支店を経由して、農業委員会まで届出が必要です。

農地利用の最適化に取り組んでいます!

農地利用の最適化とは…?

① 担い手（中心となって地域農業を支える農業者）への農地の集積・集約化

② 遊休農地^(※)の発生防止・解消

(※) 遊休農地とは、何らかの理由で耕作がされておらず、草刈りや耕起などの管理されていない農地のことです。

③ 新規就農者など新規参入の促進

を柱とした農業委員会の活動のことです。

たとえば…

- 農業の経営規模をもっと拡大したい。
- 蔵王町で農業を始めてみたいけど、農地をもっていない。
- 高齢により作業が今まで通りできず、管理しきれなくなってきた。
- 家族から農地を相続したけど、今まで農業をしたことがないから、どう管理していいかわからない。



などの状況が考えられます。



どうしたらいいの？

農業委員会では、「貸したい」・「借りたい」・「売りたい」・「買いたい」などみなさまの農地の意向把握をしながら、農地のマッチング活動を行っています。

農業委員会または、農業委員・農地利用最適化推進委員にご相談ください。



補助を受けられる場合もあります！

担い手への農地集積・集約には補助を受けられる場合があります。経営規模の拡大や遊休農地の解消に活用できるものですので、条件や金額など詳しくは農業委員会にご相談ください。

※農業委員会制度—農地利用の最適化の推進—より引用（全国農業委員会ネットワーク機構 編集・発行）

農地の相続等の届け出のお願い

農地を相続した時は…

農地を相続
したんだけど
どうしたらいいの？

手続きは簡単です



農業委員会に届出をお願いします

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を
農業委員会がきちんと把握し、農地の有効活用に努めます。

届出用紙は…

蔵王町役場 1階 農業委員会 に備え付けてあります。

蔵王町ホームページ からダウンロードすることができます。(https://www.town.zao.miagi.jp)

農業新聞を購読しませんか！

国の農業情報はもちろんのこと
地域に特化した記事も多数あります。
ぜひ、ご購読ください！

毎週金曜日発行 購読料 月700円(送料、消費税込)
全国農業新聞に関するお問い合わせは農業委員会まで。



蔵王町の

農業作業料金
労働賃金の標準額

農地の賃借料情報

令和4年3月発行の
農業委員会だよりに
掲載します。